

別記

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、情報資産の機密の保持および正確性、完全性の維持ならびに定められた範囲での利用可能な状態を侵害することのないよう、ネットワーク、情報システムおよび情報資産の取扱いを適正に行わなければならない。

(遵守事項)

第2 委託者は、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容およびその実施手順を提示し、受託者は、これを遵守しなければならない

(秘密の保持)

第3 受託者は、その業務上知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事する者を定め、その者に対して在職中および退職後において、その業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他情報セキュリティに必要な事項を周知するものとする。

(利用および提供の制限)

第4 受託者は、委託者の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を業務の目的以外の目的に利用し、または受託者以外の者へ提供してはならない。

(資料等の返還)

第5 受託者は、その業務を処理するため委託者から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(教育・訓練)

第6 受託者は、その業務に従事している者に対して、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容およびその実施手順を周知し、これを遵守させるため、教育を実施しなければならない。

(報告義務)

第7 受託者は、委託者の示した鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容およびその実施手順に定められた処理の記録を委託者に報告しなければならない。

(適正管理)

第 8 受託者は、情報セキュリティの責任者・管理者・担当者を定め、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容およびその実施手順を遵守するための体制・措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第 9 受託者は、委託者の承認があるときを除き、その業務を第三者に委託してはならない。

(実地調査)

第 10 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 11 受託者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。